

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第 221 回国会】令和 8 年 6 月 12 日（金）、第 15 回の委員会が開かれました。

1 ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（内閣提出第 58 号）

- ・上野厚生労働大臣、仁木厚生労働副大臣、栗原厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成－自民、中道、維新、国民、参政、みらい、共産）
- ・鬼木誠君外 5 名（自民、中道、維新、国民、参政、みらい）から提出された附帯決議案について、沼崎満子君（中道）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、中道、維新、国民、参政、みらい、共産）
（質疑者）金澤結衣君（自民）、上野宏史君（自民）、沼崎満子君（中道）、浜地雅一君（中道）、伊東信久君（維新）、浅野哲君（国民）、豊田真由子君（参政）、古川あおい君（みらい）、辰巳孝太郎君（共産）

（質疑者及び主な質疑事項）

金澤結衣君（自民）

- （1） ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に係る諸外国との制度比較及び基礎的研究の国際競争力への影響についての政府内での議論の経緯
- （2） ゲノム医療におけるがん遺伝子パネル検査関係
 - ア 全例に対して実施が求められているエキスパートパネルが事務的な負担となっているという課題についての診療報酬体系での現状と対応
 - イ 原則として標準治療終了後かつ生涯に 1 回とされているという課題についての診療報酬体系での現状と対応
- （3） ゲノム医療等の最先端技術についての国民の理解を促進するための今後の取組
- （4） 今後のヒトゲノム情報の利活用の方針
- （5） 遺伝性疾患等に苦しむ患者に新たな希望をもたらす可能性がある一方で生命倫理や安全性への配慮が求められるゲノム研究の推進の在り方

上野宏史君（自民）

- （1） ヒトゲノム編集胚等の取扱いについて法律による規制導入に至った経緯
- （2） ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する政省令及び指針関係
 - ア 必要な研究が妨げられないよう十分に配慮する必要性
 - イ これまでの指針による規制との関係を含めて分かりやすく迅速に示す必要性
 - ウ 国によって異なる規制の対象となる技術の範囲についての考え方
 - エ 規制の範囲が国によって異なる現状に起因する懸念への対応方針
- （3） ゲノム編集分野における研究開発力及び国際競争力の強化に向けての取組

沼崎満子君（中道）

- （1） 現在行われている又は計画されているヒトゲノム編集胚に関連する研究の目的及び主体
- （2） ヒトゲノム編集胚等の人又は動物の胎内への移植を禁止する理由
- （3） ゲノム編集技術等を用いて加工されたヒト生殖細胞を規制の対象とする理由

- (4) ゲノム編集技術等を用いる研究について許容される用途を指針等において定める際の方針
- (5) ヒトゲノム編集胚等の取扱計画書の届出関係
 - ア 許可制ではなく届出制とする理由
 - イ 届出後の実効性を担保するための監視及び継続的な把握の在り方
 - ウ 届出内容と異なる研究がなされていた場合等の対応
 - エ 違法な胎内移植を防止するための方策
 - オ 指導監督を行う主体
- (6) ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する政省令及び指針関係
 - ア 胎内移植禁止の例外規定に係る政令で定める要件として想定される内容
 - イ 幅広く多様な立場の者の意見を聴取する体制確立の必要性
 - ウ ヒト胚等の提供者のインフォームド・コンセント及び個人情報保護を担保するための方策
 - エ 障害や疾病の有無で人の価値が左右されるような受止めが生じることのないようにする必要性
 - オ 人の性質や能力を人為的に向上させたり増強したりする技術を将来的に規制する予定の有無
- (7) ヒトゲノム編集胚等の海外持ち出しの可否及び海外に持ち出されたヒトゲノム編集胚等が胎内移植された場合の対応
- (8) 女性の片頭痛関係
 - ア 健康経営優良法人認定制度において片頭痛についての教育内容を評価項目としている理由
 - イ 企業に対し片頭痛についての理解や対応を促進するための経済産業省の取組
 - ウ 市販薬の過剰な使用を防ぎ早期受診や適正な医療につなげるための薬剤師等による受診勧奨の必要性及び片頭痛に関する情報提供の在り方

浜地雅一君（中道）

- (1) 「ゲノム編集技術等」に含まれる各技術のリスクに応じた規制の在り方を検討していく必要性
- (2) ミトコンドリア病への効果が期待されるミトコンドリア核置換術について将来的に規制を緩和する必要性
- (3) がんゲノム医療におけるがん遺伝子パネル検査関係
 - ア 標準治療終了前に実施できるようにする必要性
 - イ 未承認薬や治験の情報へのアクセスについての改善の見通し
- (4) ゲノム編集技術を用いた遺伝子治療に係る方向性及び目標
- (5) 日本ゲノム医療推進機構が保有するゲノムデータの企業、アカデミア等による利活用における個人が特定される情報の処理の在り方

伊東信久君（維新）

- (1) ヒトゲノム編集胚等の人等への胎内移植禁止関係
 - ア 胎内移植を受けた側の者に対する罰則適用の有無
 - イ 胎内移植禁止の例外規定に係る政令で定める要件として想定される内容
 - ウ 未受精卵、生殖細胞及び実験動物の取扱い
- (2) ヒトゲノム編集胚等の臨床利用関係
 - ア 専門委員会における臨床利用の今後に係る議論の内容
 - イ 国民の意識と科学技術の進展との乖離を埋めていく必要性

浅野哲君（国民）

- (1) ゲノム編集技術等の範囲の明確化関係

- ア 「ゲノム編集技術等」の範囲
- イ 今後の対象技術の追加・拡大に当たっての科学的・倫理的基準及び手続
- ウ 科学的・技術的基準を政府として明示する必要性
- (2) ヒトゲノム編集胚等の人等への胎内移植禁止に係る例外要件の基準関係
 - ア 「胎盤の形成を開始する可能性がない」ことを判断するための科学的基準
 - イ 例外要件を具体化し範囲を厳格に定めるための政令及び指針における工夫
- (3) ヒトゲノム編集胚等の臨床利用の是非に関する将来の検討関係
 - ア 能力向上目的の利用を検討対象から明確に除外する考えの有無
 - イ 治療目的の利用と能力向上目的の利用との区分に係る考え方及び検討プロセス
 - ウ 能力向上目的の利用の受容可能性に関する基本姿勢
 - エ 能力向上目的又は治療目的の別を問わず臨床利用につながる研究等を規制対象とする趣旨
 - オ 優生思想の拡大につながる懸念があるゲノムの分析・解析技術に対する規制・管理の在り方
- (4) 本法律案による規制の運用及び将来の見直しに当たり政策的中立性を確保するため障害当事者、遺伝性疾患の患者、生殖補助医療の利用者等を審議会等の意思決定プロセスに参加させる必要性
- (5) ゲノム医療基本計画等の見直し及び周知関係
 - ア ゲノム医療基本計画及び関連指針の見直しに当たり本法律案の施行状況やゲノム医療に関する課題を考慮する必要性
 - イ 本法律案を含むゲノム医療に係る法令及び指針について研究者や医療関係者に分かりやすく周知する必要性
- (6) 再生医療等製品の薬価関係
 - ア 再生医療等製品の長期的な効果及び固有のコスト構造をより適切に価格に反映するための方策
 - イ 次回の薬価制度改革における再生医療等製品の長期的な効果についての検討予定の有無
 - ウ 再生医療等製品に対する市場拡大再算定の適用の在り方を見直す必要性

豊田真由子君（参政）

- (1) 欧州諸国と比較してヒトゲノム編集胚等の取扱いに関する法的規制の導入が遅れた理由及びその影響の有無
- (2) ヒトゲノム編集胚等の人等への胎内移植禁止関係
 - ア 胎内移植が内密に行われた場合にその事実を確認することの困難性を踏まえた刑罰の実効性の担保の在り方
 - イ 規制のない国における胎内移植を防止するための国際条約の必要性
- (3) CAR-T 療法等の体細胞に対する遺伝子治療等と本法律案の規制対象との関係
- (4) ゲノム編集技術等を用いた基礎的研究の実施状況及び本法律案における位置付け
- (5) ミトコンドリア核置換術関係
 - ア 本法律案における位置付け
 - イ 英国及び豪州では臨床応用可能な法的枠組みとされているにもかかわらず我が国では規制対象とする理由
- (6) 将来的にヒトゲノム編集胚等の人等の胎内への移植を容認する可能性

古川あおい君（みらい）

- (1) 本法律案による生殖補助医療や難病の治療法等の研究開発への影響及び研究現場における過度な規制又は負担の有無
- (2) 本法律案に関する政令、指針等の策定スケジュール及び研究者の負担の増減の見込み
- (3) 附則における施行後5年以内の見直し規定を踏まえた今後の検討体制の在り方及び技術の進展に合

わせた早期の見直しの可能性

- (4) 本法律案による厚生労働省本省及び地方厚生局における事務負担の増加の見込み
- (5) 新たな制度創設に伴う厚生労働省の業務量の把握及び人員配置の適正化の在り方

辰巳孝太郎君（共産）

- (1) 本法律案による基礎的研究の萎縮を防ぐための指針の解釈の周知及び丁寧な相談体制の必要性
- (2) 生活保護を受給しているひとり親家庭の自動車保有関係
 - ア 生活保護制度における「自立」の概念
 - イ 自動車保有を認めない原則による保護申請の抑制効果の有無
 - ウ 公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する場合は自動車保有を認める必要性